

日本大学内部監査規程

平成9年12月5日制定
平成9年12月1日施行
令和2年2月7日改正
令和2年4月1日施行
令和4年5月20日改正
令和4年6月1日施行
令和5年4月7日改正

(趣 旨)

第1条 この規程は、学校法人日本大学及び同法人が設置する学校（以下「本学」という）における内部監査（以下「監査」という）の実施を円滑かつ効果的に推進するために必要な事項を定める。

(監査の目的)

第2条 監査は、本学の管理・運営及び業務の遂行状況が法令、学校法人日本大学寄附行為、日本大学学則及び学内諸規程並びに本学の方針及び決定事項に従い、適正かつ合理的・効率的に行われているかを検討・評価する。また、その結果に基づく情報の提供及び改善・合理化への助言・提案等を通じて、本学の健全な発展に寄与することを目的とする。

(監査計画)

第3条 コンプライアンス事務局（以下「事務局」という）は、監査を実施する年度の監査計画を策定し、より具体的な監査内容を網羅した個別業務計画を策定の上、理事長の承認を得るものとする。

(監査の実施)

第4条 監査は、前条の監査計画に基づき事務局が本部各部と連携して実施する。

2 事務局は、監事監査及び公認会計士監査から独立した監査を実施する。

(監査の対象)

第5条 監査の対象は、本学の業務執行全般とし、主に本部及び部科校の業務執行とする。

(監査責任者及び監査員)

第6条 監査実施に際しては、監査責任者及び監査員（以下「監査員等」という）を置く。

2 監査員等は、理事長の命に従い、監査を行うものとする。

3 監査責任者は、コンプライアンス事務局長（以下「事務局長」という）とし、監査の実施及び作成する監査報告書について責任を有する。

4 監査員は、事務局職員とし、監査責任者の指示に従うものとする。ただし、監査に当たって、高度の専門知識を要する場合又は監査員が直接監査することが適当でない場合は、監査責任者は、理事長の承認を得て、その業務の全部又は一部を外部に委託することができる。

(監査補助者)

第7条 監査員は、理事長の承認を得て、監査補助者を置くことができる。

2 監査補助者は、監査員の命に従い、監査を補助する。

(権 限)

第8条 監査員等は、全部署に対し関係書類・帳簿の提出、事情の説明、その他必要事項の報告等を求めることができる。

2 当該部署は正当な理由がない限り、前項の求めに応じなければならない。

3 監査員等は、必要に応じ当該部署の報告等について、学外の関係先にその内容の照会又は事実の確認を行うことができる。

(責務)

第9条 監査員等は、事実の認定、処理の判断及び監査報告書の作成に際して、常に公正かつ不偏の態度を保持し、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 監査員等は、職務上知り得た一切の事項を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用してはならない。

3 監査員等は、被監査部署の諸活動に対し直接に指揮・命令をしてはならない。

4 監査員等は、監査の遂行に必要な知識、技能及びその他の能力について継続的な研鑽に努めなければならない。

(監事及び会計監査人との連携)

第10条 監査員等は、監事及び会計監査人と常に連携を保ち、監査の効率的な実施に努めるものとする。

2 監査責任者は、第3条の監査計画及び第12条の監査結果を監事に報告するものとする。

(実施方法等)

第11条 監査責任者は、監査の実施に当たり、原則として被監査部署の長に対し、監査実施の時期、日程、範囲、監査項目等を、事前に通知するものとする。

2 監査の実施方法は、被監査部署及び関連部署（以下「被監査部署等」という）への実地監査及び被監査部署等の担当者を召致し、又は書類を取り寄せて監査を行う方法とし、監査員は状況に応じて実施方法を選択することができる。

3 監査の実施に当たっては、被監査部署等の業務を著しく阻害しないように心掛けなければならない。

4 監査員は、実施した監査の内容、結果及びその他必要な事項を記録した監査調書を作成しなければならない。

(監査結果の報告)

第12条 監査責任者は、監査終了後、速やかに監査調書に基づく監査報告書を作成し、理事長に報告しなければならない。

2 前項にかかわらず、監査責任者は、重大な瑕疵、不正事実等を発見したときは、直ちに理事長に報告しなければならない。

(意見の聴取)

第13条 監査員等は、監査調書及び監査報告書の作成に当たり、被監査部署等の構成員から意見を聴くことができる。

(監査後の措置)

第14条 理事長は、監査の結果を被監査部署等の長に通知するとともに、監査の結果により、改善を要する事項がある場合は、事務局長を通じて改善計画の策定を指示するものとする。

2 改善計画の策定を指示された被監査部署等の長は、改善計画等の措置を記載した改善計画書を事務局長を通じて、速やかに理事長に提出し、その承認を得た上で、改善計画を実施しなければならない。

3 事務局長は、理事長からの指示に基づき、監査報告書及び改善計画書に基づく改善状況について、被監査部署等の長に報告を求め、必要と認められる場合には、実施状況を調査するものとする。

(内規等)

第15条 この規程に関するその他の必要事項は、内規等で別に定めることができる。

附 則

この規程は、令和5年4月7日から施行する。